



皆野町けんこう大使 み～な

# 知っ得!! 国保

— 医療保険制度 あれこれ —

## ～ご存知ですか 高額療養費制度～

同じ月内に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として払い戻されます。

### ○70歳未満のかたの自己負担限度額

区分	総所得	医療費自己負担限度額
ア	901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
イ	600万円超～901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	210万円超～600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税世帯	35,400円

### ○70歳以上75歳未満のかたの自己負担限度額

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
低所得Ⅰ	8,000円	24,600円
低所得Ⅱ		15,000円

【注】 差額ベッド代・食事代などの保険外負担分は対象となりません。  
複数医療機関・複数診療科・入院外来は別計算となります。

### ○医療機関等に限度額以上に支払った場合

限度額と支払額の差額が、高額療養費として払い戻されます。

該当者には受診後3か月ほどで、高額療養費支給申請のご案内を発送します。

ご案内を確認の上、申請手続きをしてください。

申請の際、受診した医療機関などの領収書を確認しますので、保管しておくようお願いします。

### ○あらかじめ医療費が高額になるとわかった場合

入院などで高額な医療費が見込まれる場合、「限度額認定証」の交付を受け、医療機関に提示すると、ひとつの医療機関での医療費の支払いは限度額までとなります。

必要な場合は、「限度額認定証」の交付申請をしてください。

申請に必要なもの ・ 保険証 ・ 印鑑

※国保税などに滞納がある場合、限度額認定証の交付はできません。

問合せ 町民生活課 保険年金担当 ☎62-1232